

海洋開発等重点戦略 再工ネ海域利用法改正

令和7年10月29日

内閣府総合海洋政策推進事務局 参事官

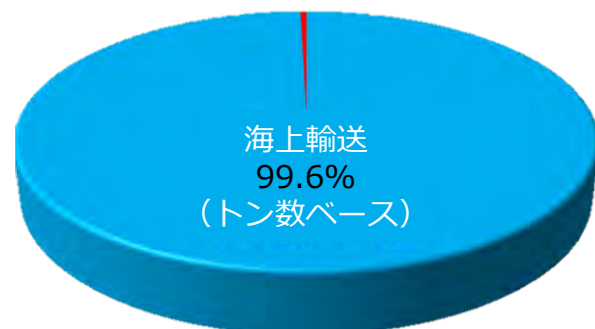
渡辺 信彦

我が国の海洋をめぐる状況



※ 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号が規定する海域
出典：海保庁ホームページ

我が国貿易量に占める海上輸送量割合 (2023)



海上輸送量：約803百万トン

○国土面積

約38万km² (世界第61位)

○領海・排他的経済水域の面積

約447万km²

－国土面積の約1.2倍

－世界第6位

(海外領土を含む場合は世界第8位)

<海外領土を含まない場合>

順位	国名	面積 (万km ²)
1	アメリカ	約870
2	ロシア	約790
3	オーストラリア	約750
4	インドネシア	590
5	カナダ	560
6	日本	447
7	ニュージーランド	約410

<海外領土を含む場合>

順位	国名	面積 (万km ²)
1	アメリカ	1150
2	フランス	1100
3	オーストラリア	814
4	ロシア	約790
5	イギリス	約680
6	インドネシア	590
7	カナダ	560
8	日本	447
9	ニュージーランド	440

○日本の島の数

14,125島

出典：中原裕幸（2015）、「日本海洋政策学会誌第5号」、P117-135

※ 令和5年2月国土地理院発表。法令等に基づく島のほか、周囲長0.1km以上の海岸線で囲われた自然に形成されたと判断できる陸地を計数。

○海岸線延長

約3.5万km (世界第6位)

海洋基本法の概要

背景

- ◎ 食料、資源・エネルギーの確保や物資の輸送、地球環境の維持等、海が果たす役割の増大
- ◎ 海洋環境の汚染、水産資源の減少、海岸侵食の進行、重大海難事故の発生、海賊事件の頻発、海洋権益の確保に影響を及ぼしかねない事案の発生等、様々な海の問題の顕在化

海洋政策の新たな制度的枠組みの構築が必要

海洋基本法の公布（平成19年4月27日）・施行（同年7月20日・海の日）

基本理念

① 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

② 海洋の安全の確保

③ 科学的知見の充実

④ 海洋産業の健全な発展

⑤ 海洋の総合的管理

⑥ 国際的協調

基本的施策

- ① 海洋資源の開発及び利用の推進
- ② 海洋環境の保全等
- ③ 排他的経済水域等の開発等の推進
- ④ 海上輸送の確保
- ⑤ 海洋の安全の確保
- ⑥ 海洋調査の推進
- ⑦ 海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- ⑧ 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ⑨ 沿岸域の総合的管理
- ⑩ 離島の保全等
- ⑪ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ⑫ 海洋に関する国民の理解の増進等

海洋政策の推進体制

国

◎ 総合海洋政策本部の設置

- ・ 本部長：内閣総理大臣
副本部長：内閣官房長官・海洋政策担当大臣
- ・ 有識者からなる**参与会議**の設置（12名以内）
- ・ 内閣府 総合海洋政策推進事務局の設置



◎ 海洋基本計画の策定

- ・ 海洋に関する施策についての基本的な方針、海洋に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を規定。閣議決定。
- ・ おおむね**5年ごと**に見直し。

（第1期：H20.3 / 第2期：H25.4 / 第3期：H30.5 / **第4期：R5.4**）

地方公共団体

各区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定、実施

事業者

基本理念に則った事業活動、国・地方公共団体への協力

国民

海洋の恵沢の認識、国・地方公共団体への協力

総合海洋政策本部参与会議

○「参与会議」は、海洋政策の重要事項について審議し、総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）に意見を述べるため、海洋基本法に基づく総合海洋政策本部令に基づき設置。参与は12人以内。

第8期参与 一覧（任期2年：R6.9.1-R8.8.31）



なかにし ひろし
中西 寛(座長)
京都大学大学院
法学研究科教授
＜国際政治＞



ないとう ただあき
内藤 忠顕(座長代理)
日本郵船(株)特別顧問
＜海洋産業＞



いのうえ ときこ
井上 登紀子
東京海上日動火災保険(株)
常務取締役
＜保険＞



いわなみ しゅういち
岩並 秀一
(公社)東京湾海難防止協会理事長
元海上保安庁長官
＜海洋安全保障＞



うんの みつゆき
海野 光行
(公財)日本財団常務理事
＜海洋全般＞



さかもと たかし
坂本 隆
深田サルベージ建設(株)
常務取締役
＜海洋産業＞



さとう とおる
佐藤 徹
東京大学大学院教授
＜海洋科学技術・海洋資源開発＞



たじま よしみつ
田島 芳満
東京大学大学院教授
＜海洋防災＞



なかた かおる
中田 薫
(国研)水産研究・教育機構フェロー
元理事
＜水産＞



にしむら ゆみ
西村 弓
東京大学大学院教授
＜国際法＞



はらだ なおみ
原田 尚美
東京大学大気海洋研究所
国際・地域連携研究センター教授
(国研)海洋研究開発機構招聘上席研究員
＜海洋環境＞

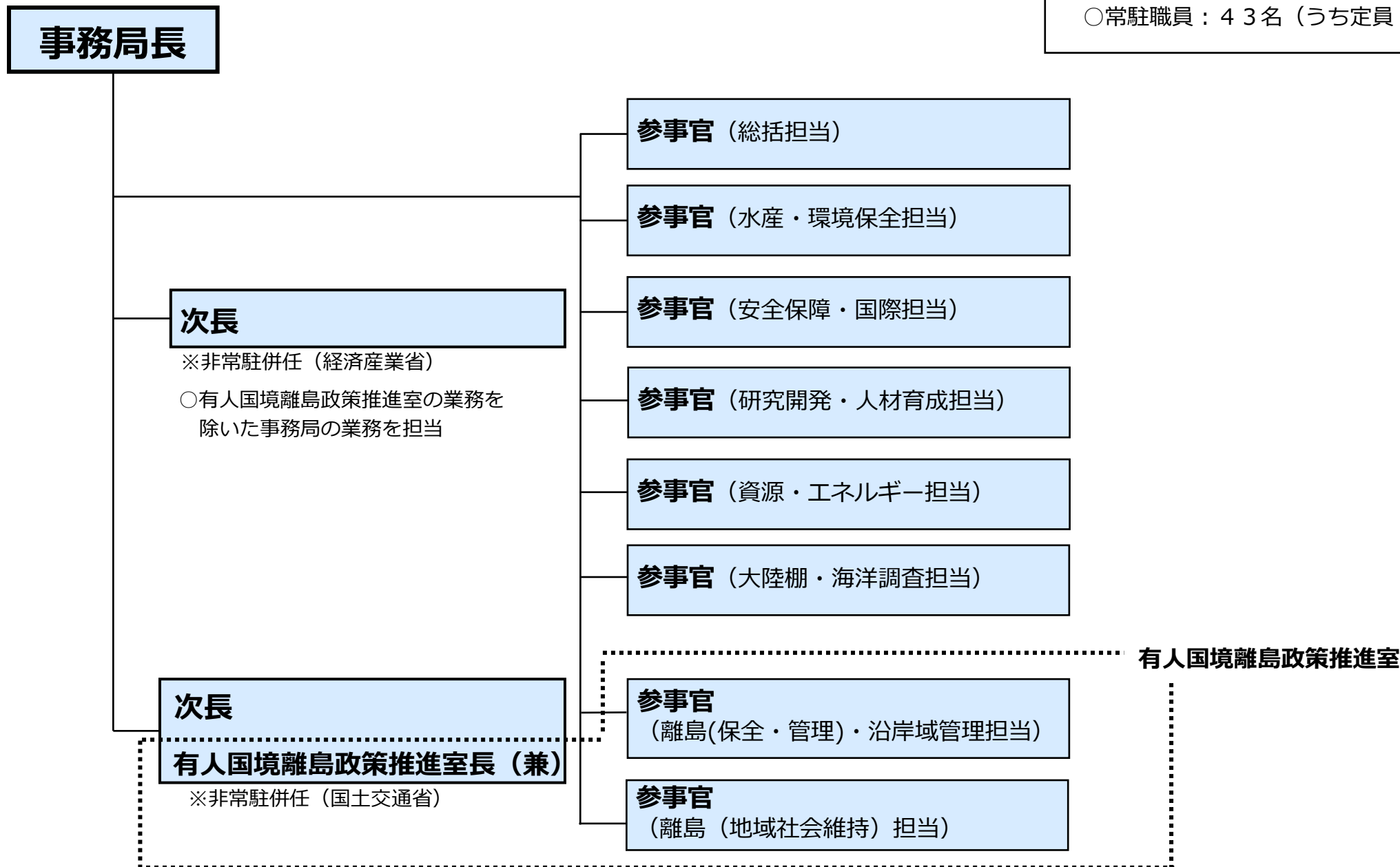


むらかわ ゆたか
村川 豊
(株)NTTデータ 特別参与
元海上幕僚長・海将
＜海洋安全保障＞

総合海洋政策推進事務局の機構

令和7年10月1日時点

○常駐職員：43名（うち定員14名）



第4期 海洋基本計画 (令和5年4月28日閣議決定) の 概要

海洋政策の推進の枠組み

- ・ 海洋に関する諸施策は、**海洋基本法**（平成19年法律第33号）及び**海洋基本計画**に基づき、総合的かつ計画的に推進。
- ・ 内閣に**総合海洋政策本部**を設置（本部長：総理）。
- ・ **参与会議**が重要事項について審議し、本部長に意見。
- ・ 第1期計画を平成20年3月に策定。
以後、概ね5年ごとに計画を見直し。
- ・ **令和5年4月28日**、総合海洋政策本部会合で第4期計画案を了承の後、同日、**第4期計画**を閣議決定。

海洋基本計画の構成

はじめに

第1部 海洋政策のあり方

- ・ 取組状況、最近の情勢
- ・ 計画の策定及び実施に関し十分に認識すべき事項
- ・ 海洋に関する施策についての基本的な方針

第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき措置

第3部 海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ・ 海洋政策を推進するためのガバナンス 等

第4期海洋基本計画のポイント

○ 海洋政策上の喫緊の課題

ア 我が国周辺海域をめぐる情勢への対応

関係機関が連携して**防衛力・海上法執行能力等の向上**に取り組み、ハード面及びソフト面からまず我が国自身の努力によって**抑止力・対処力を不断に強化**することが必要。

イ 気候変動や自然災害への対応

予測・防災・減災機能の強化や**脱炭素社会の実現**に向けた取組を推進し、国民の安全・安心に貢献することが重要。

ウ 国際競争力の強化

海洋分野における時代に即した実効性の高い施策や技術力の向上とその社会実装を通じた**国際競争力強化**の取組が急務。

エ 海洋人材の育成・確保

産業構造の転換やイノベーションに対応する技術を持った人材の育成・確保のため、産学官連携での取組が必要。

- 海洋政策の大きな変革・**オーシャントランスフォーメーション・OX（Ocean Transformation）**を推進すべき時との認識のもと、基本的な方針の大きな2つの柱として、「**総合的な海洋の安全保障**」及び「**持続可能な海洋の構築**」を位置付け。
また、着実に実施すべき主要施策として、**海洋の産業利用の促進、科学的知見の充実、海洋におけるDXの推進、北極政策の推進、国際連携・国際協力、海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進、感染症対策**を位置付け。

- 総合的かつ計画的に講ずべき措置 **379項目の施策** を **9つの分野** に列挙。担当府省庁を明記。

- 海洋政策に「横ぐし」を刺す国家戦略である**海洋基本計画を確実に実行するため、ガバナンスの更なる強化**に取り組む。
 - ・ 政府が**参与会議**の識見を十分に得て議論を重ね、高い実効性とスピード感をもって諸施策を確実に実現。
 - ・ 施策の工程管理と**代表的な指標（KPI）**等に基づく海洋政策の推進状況の多角的な評価を通じて、**各年度において重点的に取り組む施策を明確化**。

1. はじめに

- 我が国は四面環海、かつ、世界第6位の管轄海域を有する海洋大国。
 - 我が国の周辺海域を取り巻く情勢は近年一層緊迫化。また、脱炭素社会の実現等の社会的要請が高まるとともに、人口減少・労働力不足など、社会的課題の深刻化も懸念されている。
 - 他方で、自律型無人探査機(AUV)、海洋資源開発等の海洋関連技術は進展。
- ➡ 海洋開発を大きく変革する可能性のある新技術を梃に、国産海洋資源^(※1)を始め、我が国の安全保障・経済安全保障を強化する分野、市場の飛躍的な成長が期待される分野、脱炭素社会の実現等社会課題の解決に資する分野など、**フロンティアの開拓を進め、我が国の成長につなげる**ことが重要。

※1 メタンハイドレート、石油・天然ガス、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、レアアース泥等

複数年度を視野に入れた「海洋開発等重点戦略」^(※2)を総合海洋政策本部が策定

※2 海洋基本計画に掲げられている施策のうち、国益の観点から特に重要であって、府省横断で取り組むべき重要ミッション(海洋開発等重点施策)を実現するための戦略

海洋の開発・利用に関する施策のうち、国益の観点から特に重要であって、各府省の取組に横ぐしを刺して、府省横断で取り組むべきものについて、海洋環境保全との調和を念頭に、その強力な推進を図る。

2. 重要ミッション（海洋開発等重点施策）についての基本的な方針

- 達成目標・使命：
海洋開発等重点戦略に基づき、必要な予算を確保して、海洋環境保全と調和した海洋の開発・利用の強力な推進を図ることにより、「総合的な海洋の安全保障」及び「持続可能な海洋の構築」を通じた海洋立国の実現を目指す。
- 重要ミッションの選定基準：
 - ・上記の目標・使命を達成するため、①安全保障・経済安全保障の強化、②経済成長への貢献、③社会的課題の解決への貢献度が高く、社会実装・産業化・国際展開等の観点から、府省横断で戦略的かつ強力に取組を進めるべきものを選定。
 - ・選定に当たっては、参与会議の議論を経て、総合海洋政策本部の了承を得る。
 - ・重要ミッションは原則5年で終了（ただし、成果等を十分検証した上で、なお必要があると認められる場合は、必要な見直しを実施した上で継続可）。
- 重要ミッションの推進に当たっての基本方針
 - ・総合海洋政策本部を司令塔とし、その実務を担う内閣府総合海洋政策推進事務局が中心となり、関係各府省の連携で推進。
 - ・参与会議を始めとする産学の知見を最大限活用。毎年度フォローアップを実施し、必要な改善・実施を確保。
 - ・重要ミッション相互の連携を図るとともに、宇宙政策等の他分野との連携等により、効率的・効果的な推進を図る。

海洋開発等重点戦略【概要 2/2】

3. 重要ミッションの内容及び目標

1) 自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進

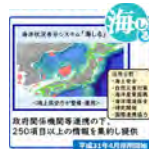
- 海洋分野の省人化、生産性向上等に資するAUVについて、
- ・ 洋上風力発電等の現場での**利用実証**
 - ・ **AUV官民プラットフォームの運営**
 - ・ 実利用を見据えた**制度環境整備、研究開発**等を実施し、社会実装を加速化する。
- 【目標】令和12(2030)年までに我が国のAUV産業が育成され、海外展開までを可能とする。

自律型無人探査機 (AUV)



2) 海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進

- 海洋関連の多様な情報を集約・共有することで海洋の状況を効率的・効果的に把握する取組であるMDAに関して、
- ・ 「**海しるビジネスプラットフォーム**」(※)の構築等による海洋情報の産業分野への利活用促進
- ※「海しる」を基に構築し、民間企業等の有償情報を含む多様なデータを提供可能とするもの
- ・ **衛星データやAI等の活用によるデータ解析手法の高度化**
 - ・ **シーレーン沿岸国等への面的支援**等を実施。
- 【目標】令和11(2029)年度までに、「海しるビジネスプラットフォーム」を構築 等



3) 洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、**洋上風力発電のEEZ展開に向けた法整備を始めとする制度整備**を実施。

4. 重要ミッションの実施に関し必要な事項

- 重要ミッションごとの担当参与の助言を得ながら、総合海洋政策本部及び海洋事務局担当参事官を中心に、企画・立案・総合調整や、施策の実施状況の確認、施策の見直し等を実施。
- 重要ミッションの着実な実施、課題等の確認に役立てるため、**重要ミッションごとに工程表を作成**。
- 政府は、工程表に基づき、参与会議の知見を経て、**毎年度フォローアップ**を行い、必要な改善・見直しを実施。
- 総合海洋政策本部は、フォローアップの結果を踏まえ、必要がある場合には、**重要ミッションの改変を含めた見直しを実施**。

【目標】2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000-4,500万kWの案件形成（政府目標）。国内調達比率を2040年までに60%に（産業界目標）。

4) 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進

南鳥島周辺海域のレアアース生産の社会実装支援のための調査、南鳥島における既存施設・制度等のレビュー等を実施。

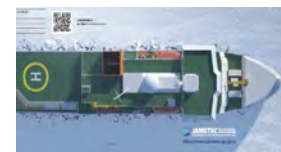
※SIP: 戦略的イノベーション創造プログラム

【目標】SIPによる社会実装プランの取りまとめ(令和9(2027)年度目標)を支援し、社会実装の早期実現を目指す。

5) 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握

経済活動を行う海域の変化・縮小リスクの低減を通じ、海洋における経済活動・投資を促進するため、国境離島の合理的・効果的な状況把握・評価を実施するための「**地形照合システム**」の整備等を実施。

【目標】令和10(2028)年度までに国境離島の地形変状の状況を早期把握できる環境・体制を整備 等



「みらいⅡ」イメージ図

6) 北極政策における国際連携の推進等

「我が国の北極政策」を踏まえ、**国際シンポジウム等の開催、北極域研究船「みらいⅡ」の国際研究プラットフォーム化等**に取り組む。

【目標】取組の成果を活用し、北極海航路や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等を我が国経済への貢献につなげる。

海洋開発等重点戦略 重要ミッション

- 1) 自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進
- 2) 海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進
- 3) 洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進
- 4) 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進
- 5) 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握
- 6) 北極政策における国際連携の推進等

自律型無人探査機（AUV）の社会実装に向けた戦略

令和5年12月22日
総合海洋政策本部会合決定

AUV（Autonomous Underwater Vehicle）

人による遠隔操縦を必要とせず、自ら状況を判断して全自動で水中を航行するロボット

利用が期待される分野

- ・海洋資源開発
- ・洋上風力発電
- ・海洋観測・監視
- ・科学調査・研究
- ・海洋環境保全
- ・防災・減災
- ・海洋安全保障 など



©JAMSTEC

AUVの社会実装に向けた戦略（AUV戦略）の必要性

- 少子高齢化による人口減少や産業構造の転換等を見据え、広大な海洋の開発・利用における省人化や生産性向上のため、AUVの洋上風力発電、海洋資源開発、海洋観測・調査、海洋安全保障、海洋環境保全、防災・減災等への導入が重要。
- 我が国はAUVに関する高い技術を持つが、産業化は欧米が先行しており、国産化・産業化が急務。

ポイント

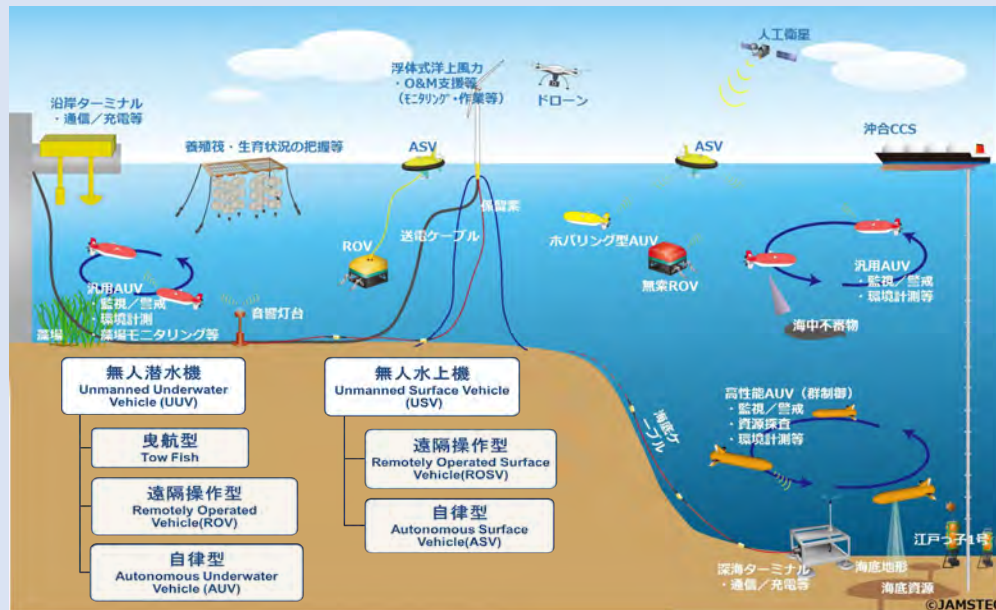
2030年までに我が国のAUV産業が育成され、海外展開まで可能となるよう、国が主導し官民が連携して取組を推進。

1. 将来ビジョンと技術マップ、AUV開発の方向性の提示

将来ビジョン

+

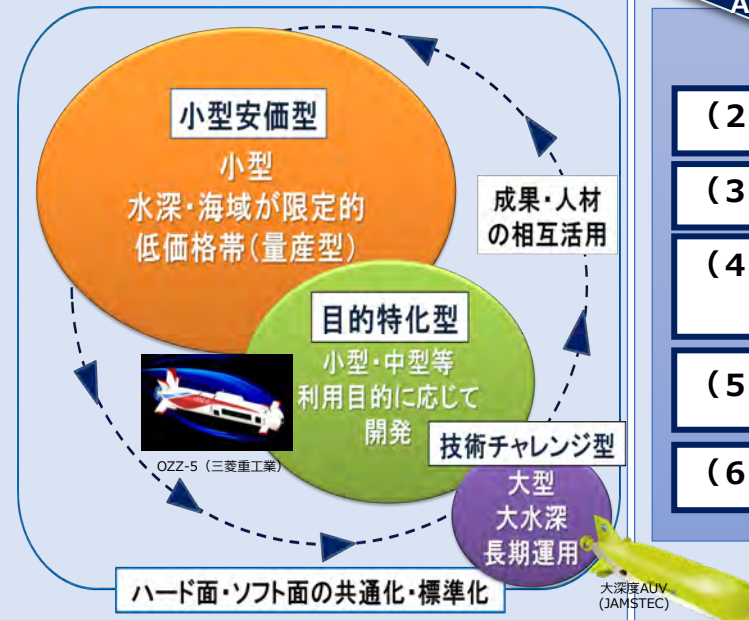
技術マップ



参考図：海洋無人機の種類と将来の海洋ロボティクス利用イメージ

AUV技術開発の方向性（3類型）

- ・技術チャレンジ型
- ・目的特化型
- ・小型安価型



参考図：AUV 3 類型の関係性と規模感

2. 2030年までの産業育成に向けた取組

（1）官民連携と利用実証の推進

AUV官民プラットフォーム
において推進

（2）共通化・標準化等

（3）制度環境の整備

（4）企業活動の促進方策、 デュアルユースの推進

（5）研究開発の推進

（6）人材育成

総合海洋政策本部参与会議
AUV戦略プロジェクトチーム(PT)
(参与・有識者・関係府省※)

※内閣府、文部科学省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

AUV戦略の
方向性

提言書

AUV官民プラットフォーム(PF)
(民間企業・関係団体・地方自治体・
教育機関・専門家・関係府省等)

**AUV戦略については、2030年以降の
具体的な取組等について検討し、随時更新。**

参考：AUV官民プラットフォーム 構成員

●共同議長

佐藤 弘志 海洋産業タスクフォース運営委員会副委員長
AUV開発戦略チームリーダー
河野 健 国立研究開発法人海洋研究開発機構理事

●民間企業（76社）

重工メーカ、IT・通信、センサー関連、海洋資源開発、
海洋土木・エンジニアリング等、洋上風力・インフラ、
海洋調査、海運・船舶運航、金融・保険・コンサル、
商社・代理店、スタートアップ・製造等

●関連団体（18団体）

（一財）エンジニアリング協会
（一社）海洋産業研究・振興協会
海洋産業タスクフォース
（一社）海洋調査協会
（公財）新産業創造研究機構
（一社）全国水産技術協会
（一社）センサイト協議会
（一社）電子情報技術産業協会
（一財）日本海事協会
（一社）日本水中ドローン協会
（特非）日本水中ロボネット
（一社）日本造船工業会
（一社）日本風力発電協会
（一社）BlueArch
（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構
（一社）防衛装備工業会
（公社）無人機研究開発機構
（一社）日本ROV協会

●公的機関等（5機関）

（独法）エネルギー・金属鉱物資源機構
（国研）海上・港湾・航空技術研究所
（国研）海洋研究開発機構
（国研）水産研究・教育機構
第3期イノベーション創造プログラム（海洋課題）

●教育機関

国立大学法人長崎大学、広島商船高等学校

●専門家（11名）

浦 環	東京大学名誉教授
海老原格	筑波大学システム情報系准教授
木村 里子	京都大学東南アジア地域研究研究所准教授
小村 良太郎	石川工業高等専門学校教授
近藤 逸人	東京海洋大学学術研究院教授
杉松 治美	東京大学生産技術研究所特任研究員
高木 健	（一社）海洋エネルギー資源利用推進機構会長
西田 祐也	九州工業大学生命体工学研究科准教授
古谷 知之	慶應義塾大学教授
巻 俊宏	東京大学生産技術研究所准教授
山本 郁夫	長崎大学副学長・教授

●関係府省（8府省庁）

内閣府、文部科学省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通
省、海上保安庁、環境省、防衛省

令和7年9月時点

AUV利用実証事業の実施概要（令和6年度）

水空合体ドローンを用いた遠隔船底点検（KDDIスマートドローン）

- 【概要】水空合体ドローンにより燃費悪化の要因となる船底付着物の点検などを行う。その効率性を検証し、点検手法のルール化・実用化を目指す
- 【結果】水空合体ドローンによる船底へのアプローチ可否、船底・フジツボ付着状況の撮影可否等を検証



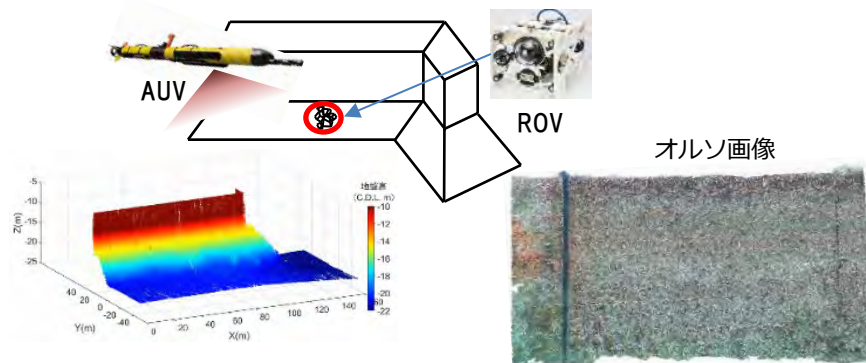
AUVでの洋上風力発電施設の点検（いであ）

- 【概要】AUVでの浮体式洋上風力発電施設の点検を実施し、AUV位置制御システム等の適用性を実証する。水中点検技術の高度化、維持管理のコスト削減を目指す
- 【結果】AUVによるスパー型浮体（水中部）の全自動周回点検を実施。周回点検による3Dデータ作成



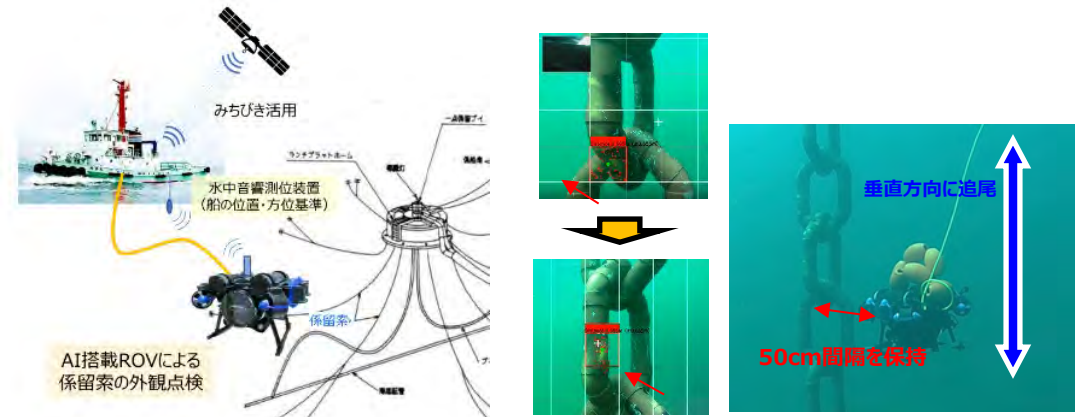
AUV、ROVでの水中インフラ点検（FullDepth）

- 【概要】AUV、ROVでの、水中インフラ点検等を行う。取得データの信頼性確認などにより、点検技術の確立とその事業化を目指す
- 【結果】AUVで3D点群データを取得。ROV、AUVでの2次元オルソ画像を作成



洋上風力発電設備の保守点検の効率化（コスモエコパワー）※FS案件

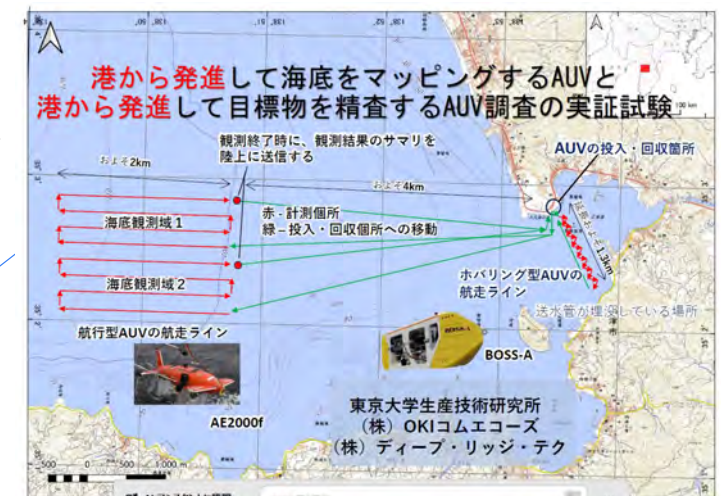
- 【概要】AI搭載ROVを活用し、点検の効率化を実現する水中部点検技術の確立を目指す
- 【結果】AIによる半自動追尾機能を確認。画像鮮明化の処理、3Dモデルを作成



AUV利用実証事業の採択案件概要（令和7年度）



AUVを活用した浮体式洋上風力発電施設の予防保全システム構築のための実証試験(いであ株式会社)¹⁾



港から発進して海底をマッピングするAUVと港から発進して目標物を精査するAUV調査の実証試験(国立大学法人東京大学生産技術研究所)³⁾



自律型海洋無人機・無人潜水機を用いた利用実証事業(東洋エンジニアリング株式会社)²⁾

- 1) いであ株式会社・戸田建設株式会社・東京海洋大学・九州工業大学
- 2) 東洋エンジニアリング株式会社・日鉄エンジニアリング株式会社・株式会社 FullDepth・沖電気工業株式会社
- 3) 国立大学法人東京大学生産技術研究所・株式会社OKI コムエコース・株式会社ディープ・リッジ・テク

海洋開発等重点戦略 重要ミッション

- 1) 自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進
- 2) 海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進
- 3) 洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進
- 4) 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進
- 5) 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握
- 6) 北極政策における国際連携の推進等

我が国の海洋状況把握（MDA）構想概要

MDAの現状に対する課題

「我が国の海洋状況把握（MDA）構想」
（令和5年12月22日総合海洋政策本部決定）
で示された現状に対する課題

情報収集体制（「目」）

- 艦艇、巡視船艇や航空機等のアセットや人的リソースに限りがあり、我が国領海等の情報収集を、常続的に隙間なく実施することが困難になりつつある。
- 海洋の科学的な情報に関し、観測機器やプラットフォームについて、最新技術の活用が課題

情報の集約・共有体制（「神経」）

- 必ずしも全てのMDAに関する情報が一元的に海洋状況表示システム（「海しる」）に集約されるに至っていない。
- 対外的なサイバーリスクを想定し、セキュリティ対策を講ずる必要
- 収集した情報が他の施策に必ずしもそのまま使用できるものではないため、**共有にあたり、AI等の活用により付加価値をつけ利用することが重要な課題**

国際連携・国際協力（「ネットワーク」）

- シーレーン等の情報は、主としてシーレーン沿岸国等からの情報が非常に重要
- シーレーン沿岸国等が自律的にMDAを実施できるよう、同盟国・同志国等と連携した、島嶼国を含めたインド太平洋における面的支援が重要

MDAの能力強化に向けた今後の取組方針

情報収集体制による「目」と情報の集約・共有体制による「神経」と国際連携・国際協力による「ネットワーク」に、AI等の活用による情報利用「ソリューション」の強化を加えた4つのアプローチにより、**海洋の「可視化」を一層向上**

情報収集体制 ～海洋を見る「目」の強化～



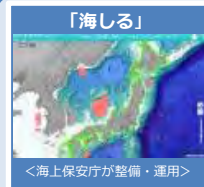
領海等における情報収集体制の強化

重要なシーレーン等における情報収集体制の強化

科学・技術の発展等の海洋政策の推進に必要な情報収集体制の強化



情報の集約・共有体制 ～海洋をつなぐ「神経」の強化～



「海しる」の機能強化及び情報の充実

自衛隊と海上保安庁との情報共有の充実・強化

情報の適切な管理

海洋のデジタルツインの構築

国際連携・国際協力 ～国際的な「ネットワーク」の強化～



同盟国・同志国等との更なる連携の強化

多国間取組の強化

面的支援の強化



情報の利用 ～AI等も活用した「ソリューション」の強化～



海洋予測技術及びデータ解析手法の高度化等

「海しる」と他GIS相互連携の強化

「海しる」による我が国の領海等における複合的な海域利用への適用の検討



推進のために必要な事項

- ・ 関係府省庁等連絡調整会議の開催により総合的かつ計画的MDA政策を推進
- ・ MDAに係る情報発信のため、内閣府ウェブサイトを活用

海しるの強化、海しるビジネスプラットフォームの構築

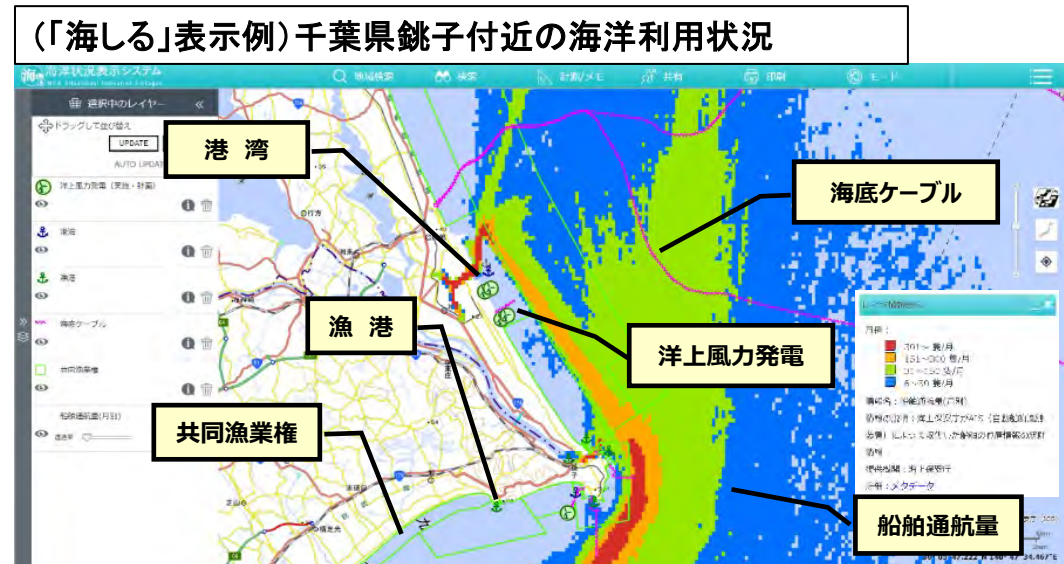
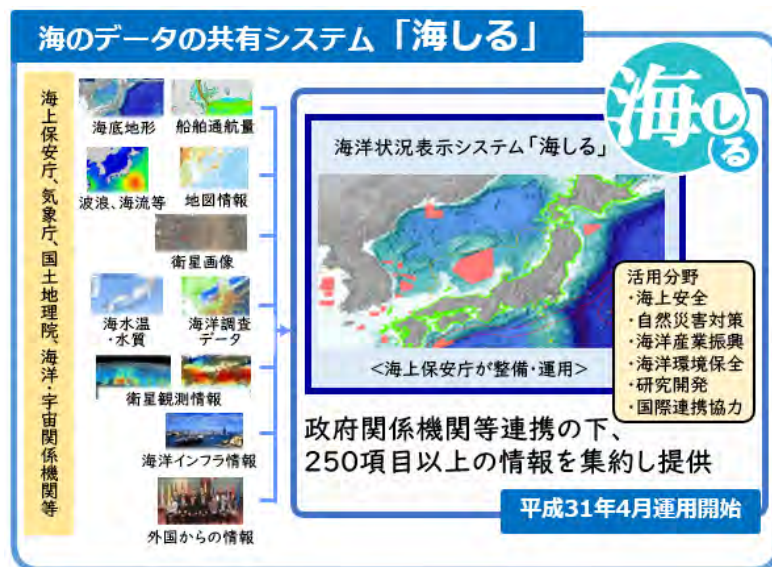
海洋情報の利活用の推進

- 「海しる」は、我が国MDAの一環として運用中のシステム。政府及び政府関係機関等が収集・提供している海洋情報を地図上で重ね合わせて表示することが可能。現在、250種以上の情報を掲載。

※「我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組」(平成28年7月 総合海洋政策本部決定)に基づき、「海洋状況表示システム(海しる)」を海上保安庁で整備し、その政府部内向け第2層を平成31年3月から、一般向け第1層を平成31年4月から運用中。

- 「海しる」の機能強化及び情報充実により、海洋政策の立案等に活用される情報システム基盤構築を目指す。
- さらに、海洋産業における民間由来の情報を含めた情報利用の促進を図るための新たな仕組み「海しるビジネスプラットフォーム」の構築に向け取組中。

※「海しる」の活用を通じた海洋の産業利用・環境保全の推進に向け、海洋情報利活用に関するコミュニティを構築するとともに、民間企業などが有償情報を含む多様なデータをユーザーに提供できる「海しるビジネスプラットフォーム」を、「海しる」を基に構築する(「海洋開発等重点戦略」(令和6年4月総合海洋政策本部決定))



海洋開発等重点戦略 重要ミッション

- 1) 自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進
- 2) 海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進
- 3) 洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進
- 4) 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進
- 5) 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握
- 6) 北極政策における国際連携の推進等

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年6月11日公布）

背景・必要性

- 我が国における2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、洋上風力発電は、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札とされている。
- 2030年までに1,000万kW、2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成目標を掲げており、領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、「再エネ海域利用法」という。）に基づく案件形成の促進に加え、我が国の排他的経済水域（以下、「EEZ」という。）における案件形成に取り組んでいく必要がある。
- こうした中、現在の再エネ海域利用法では、適用対象を「領海及び内水」としており、EEZについての定めはないことから、EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る制度を創設する。
- また、洋上風力発電事業の案件形成の促進に当たって、海洋環境等の保全の観点から適切な配慮を行うため、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下、「促進区域」という。）の指定の際に、国が必要な調査を行う仕組みを創設する。

【目標・効果】

EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置許可や、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を通じて、海洋再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

（KPI）

2030年までに1,000万kW、

2040年までに3,000万kW～4,500万kWの案件形成

改正概要

- EEZに設置される洋上風力発電設備について、長期間の設置を認める制度を創設。

【EEZにおける洋上風力発電設備の設置までの流れ】

- ① 経済産業大臣は、自然的条件等が適当である区域について、公告縦覧や関係行政機関との協議を行い、募集区域として指定することができる。
- ② 募集区域に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、設置区域の案や事業計画の案を提出し、経済産業大臣及び国土交通大臣による仮の地位の付与を受けることができる。
- ③ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮の地位の付与を受けた事業者、利害関係者等を構成員とし、発電事業の実施に必要な協議を行う協議会を組織するものとする。
- ④ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会において協議が調った事項と整合的であること等の許可基準に適合している場合に限り、設置を許可することができる。

※EEZにおける洋上風力等に係る発電設備の設置を禁止し、募集区域以外の海域においては設置許可は行わない。

- 促進区域（領海及び内水）及び募集区域（EEZ）の指定等の際に、海洋環境等の保全の観点から、環境大臣が調査を行うこととし、これに伴い、環境影響評価法の相当する手続を適用しないこととする。

- 法律の題名を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

改正内容の概要（領海・内水とEEZとを比較）

※赤枠が改正部分

領海・内水

①法定協議会

- ・経産大臣、国交大臣、農水大臣、自治体等による利害関係調整

※環境大臣による海洋環境調査の実施



②促進区域の指定

- ・経産大臣、国交大臣による促進区域の指定



③事業者の選定

- ・経産大臣、国交大臣による事業者の選定



④海域の占用許可

- ・国交大臣による選定事業者への海域の占用許可

※事業者が行う環境影響
評価手続の一部適用除外

EEZ

①募集区域の指定

- ・関係行政機関との協議の上、経産大臣による募集区域の指定

※環境大臣による海洋環境調査の実施



②事業者への仮の地位の付与

- ・経産大臣、国交大臣による事業者への仮の地位の付与（仮許可）



③法定協議会

- ・経産大臣、国交大臣、農水大臣、仮許可事業者等による利害関係調整

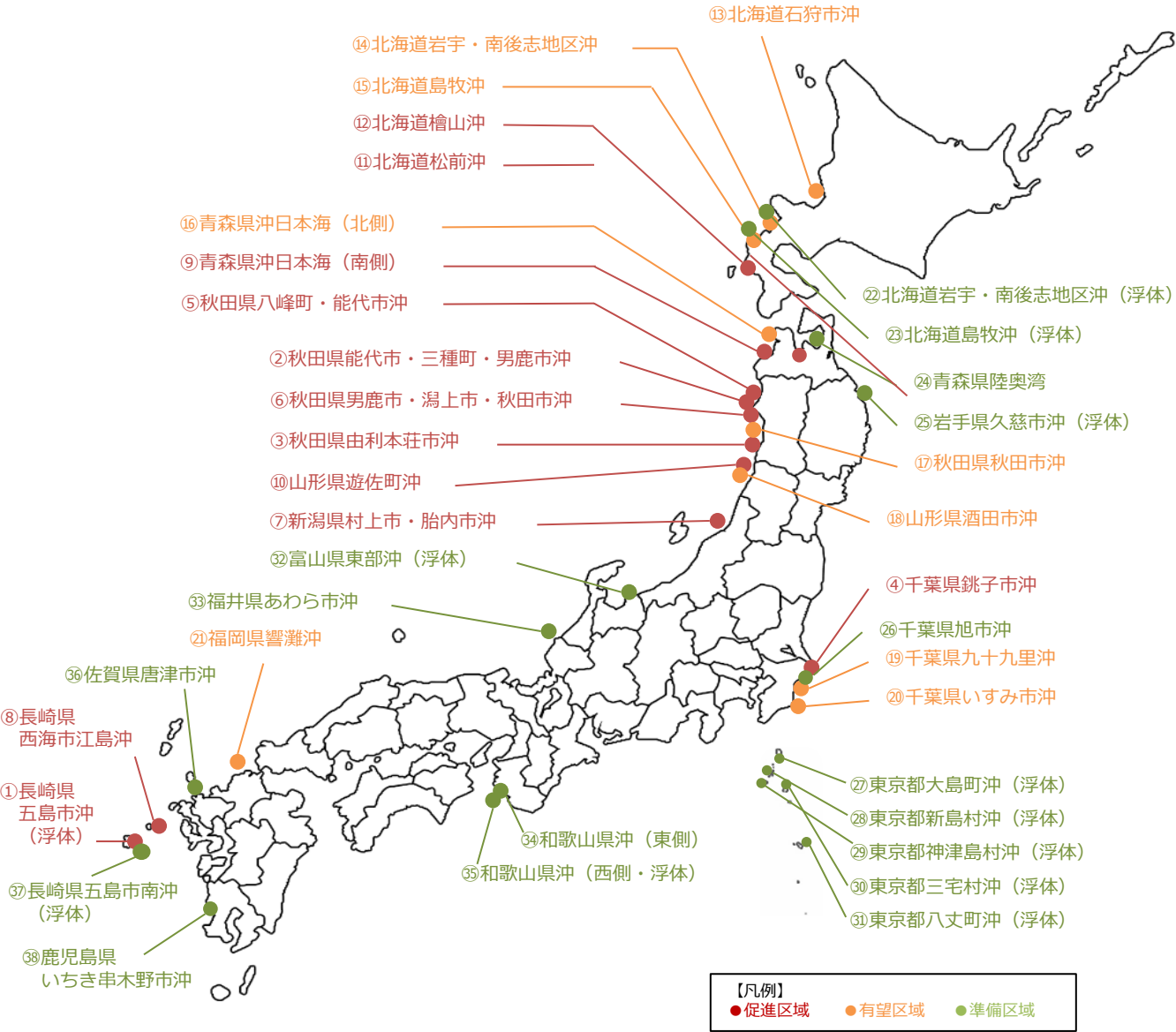
※事業者が行う環境影響
評価手続の一部適用除外



④設置の許可

- ・経産大臣、国交大臣による仮許可事業者への設置許可

促進区域・有望区域等の指定・整理状況(令和7年10月3日時点)



区域名		万kW※
促進区域	①長崎県五島市沖（浮体）	1.7
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	41.5
	③秋田県由利本荘市沖	73.0
	④千葉県銚子市沖	37.0
	⑤秋田県八峰町・能代市沖	37.5
	⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	31.5
	⑦新潟県村上市・胎内市沖	68.4
	⑧長崎県西海市江島沖	42.0
	⑨青森県沖日本海（南側）	61.5
	⑩山形県遊佐町沖	45.0
	⑪北海道松前沖	25～32
	⑫北海道檜山沖	91～114
有望区域	⑬北海道石狩市沖	91～114
	⑭北海道岩手・南後志地区沖	56～71
	⑮北海道島牧沖	44～56
	⑯青森県沖日本海（北側）	30
	⑰秋田県秋田市沖	37
	⑱山形県酒田市沖	50
	⑲千葉県九十九里沖	40
	⑳千葉県いすみ市沖	41
	㉑福岡県響灘沖	48
	㉒北海道岩手・南後志地区沖（浮体）	㉓東京都八丈町沖（浮体）
準備区域	㉔北海道島牧沖（浮体）	㉕富山県東部沖（浮体）
	㉖青森県陸奥湾	㉗福井県あわら市沖
	㉘岩手県久慈市沖（浮体）	㉙和歌山県沖（東側）
	㉚秋田県秋田市沖	㉛和歌山県沖（西側・浮体）
	㉜山形県酒田市沖	㉝佐賀県唐津市沖
	㉞千葉県旭市沖	㉟長崎県五島市南沖（浮体）
	㊱東京都大島町沖（浮体）	㊲鹿児島県いちき串木野市沖
	㊳東京都新島村沖（浮体）	
	㊴東京都神津島村沖（浮体）	
	㊵東京都三宅村沖（浮体）	

※容量の記載について、事業者選定済の案件は選定事業者の計画に基づく発電設備出力量。
それ以外は、事業者が確保している系統接続の最大受電電力、または系統確保スキームで算定した当該区域において想定する最大出力規模であり、区域の調整状況に応じて変動しうるもの。

海洋開発等重点戦略 重要ミッション

- 1) 自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進
- 2) 海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進
- 3) 洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進
- 4) 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進
- 5) 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握
- 6) 北極政策における国際連携の推進等

南鳥島の概要

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)の政令により、南鳥島と沖ノ鳥島を特定離島に指定。南鳥島において特定離島港湾施設の整備等を実施。
また、低潮線保全基本計画(平成22年7月閣議決定)において、特定離島を拠点とした活動の目標として、海洋鉱物資源開発の推進も位置付けられており、周辺海域での海洋鉱物資源量調査等を実施。

1. 地理関係

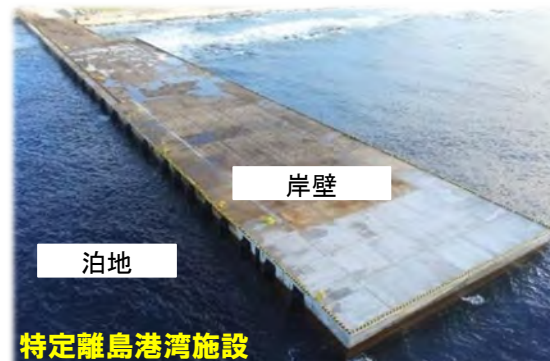
最高標高：約9m(平坦な島)
面積：約1.5km²(1辺-約2kmの正三角形)
位置：東京から約1,950km

2. 施設関係

土地・建物等：防衛省・国交省・気象庁・林野庁が行政財産として所有
滑走路：自衛隊輸送機が利用
特定離島港湾施設：岸壁、泊地



南鳥島



特定離島港湾施設



滑走路



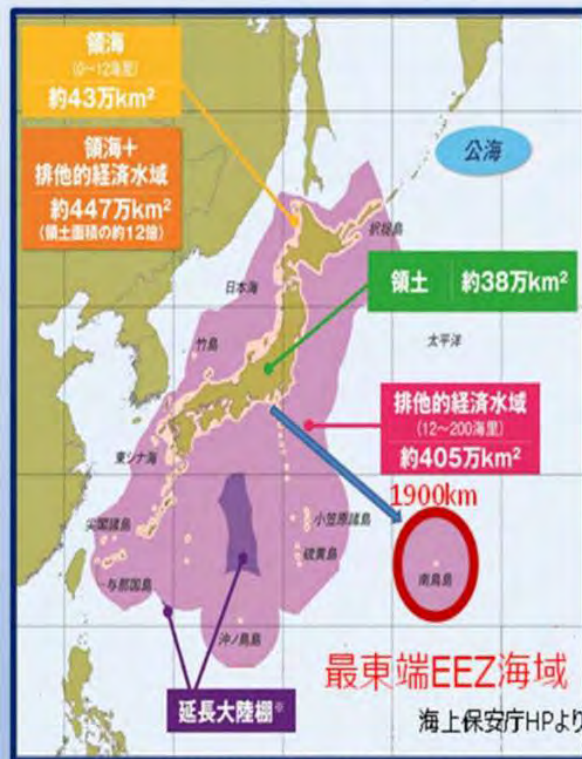
※ 排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条第2号が規定する海域

出典：海上保安庁ホームページ

資料：国土交通省・国土地理院・気象庁・防衛省HPに掲載されている情報を基に、内閣府総合海洋政策推進事務局が作成

内閣府(科技イノベ)「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)」第3期 「海洋安全保障プラットフォームの構築」(2023~2027年度)

安全保障上重要な海洋の保全や利活用を進める「海洋安全保障プラットフォームの構築」



※南鳥島周辺の海域には、大規模なレアアースの資源量が確認されており、巨大かつ安定している玄武岩海山が存在するため、「ちきゅう」やAUV等の機器を用いて一体的に研究開発を行うプラットフォームを構築



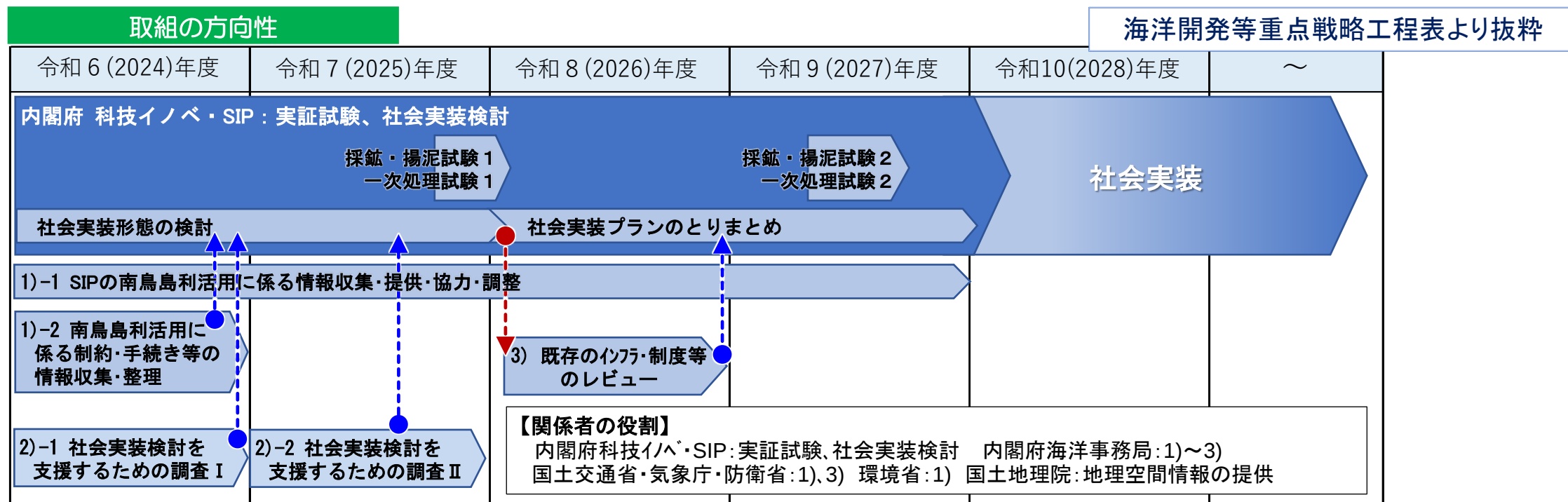
① Society 5.0における 将来像

- 新たな海洋環境広域モニタリングシステムの技術開発
- EEZ内の海洋鉱物資源の利活用の促進
- 大規模CO₂貯留技術の高度化・特定国に依存しない新たな資源供給網の整備
- 2050年カーボンニュートラルの目標の実現

② 課題概要

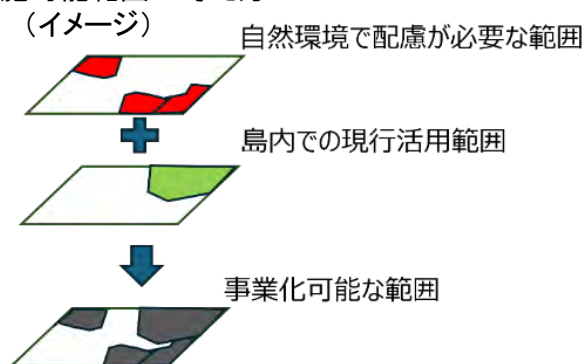
- レアアース採鉱・生産システムの確立
- 海洋環境モニタリング技術の高度化
- AUV、「江戸っ子1号」などの高機能化
- 海洋玄武岩CCSによる大規模CO₂貯留技術の基礎調査研究と貯留システムの概念設計

海洋開発等重点戦略における社会実装検討の支援



SIPの検討が円滑かつ確実に進むことを目的として、南鳥島の制約事項・調整事項や、現場条件(地形・土質・自然条件等)、自然的リスクの情報(台風、高潮、津波)等の項目に関して検討・調査等を行い、必要な情報をSIPに対して提供。

事業実施可能範囲の考え方



海洋開発等重点戦略 重要ミッション

- 1) 自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進
- 2) 海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進
- 3) 洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進
- 4) 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進
- 5) 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握
- 6) 北極政策における国際連携の推進等

国境離島の保全・管理に関する取組

- 広大な管轄海域を有する我が国にとって、本土から遠隔の地にある国境離島を安定的に保全・管理することは極めて重要。これまで、国境離島の名称付与、無主の無人国境離島の国有財産化等の取組を実施してきたところ。
- 現在は、関係府省庁が連携し、国境離島の状況把握を継続的に実施しており、引き続き、定期的な状況把握を行うとともに、海洋開発等重点戦略に基づき国境離島の状況把握の強化を図る。

国境離島の内訳

我が国が現に保全・管理を行っている国境離島(473島)^(注1)

有人離島(58島)^(注2)

無人離島(415島)

(注1) 令和5年2月に公表した国境離島の状況とりまとめにより484島から473島に。
このほか、北方領土の国境離島(37島)及び竹島の国境離島(4島)がある。

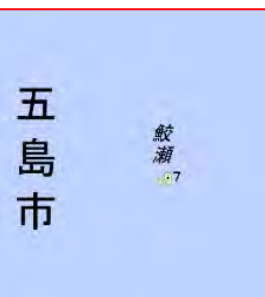
(注2) 現に日本国民が居住している離島

国境離島の状況把握

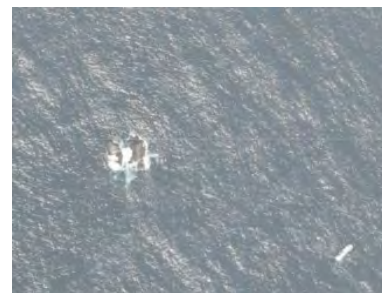
内閣府が中心となり関係府省庁間で連携し、航空写真や衛星画像、巡視等を活用した状況把握を実施



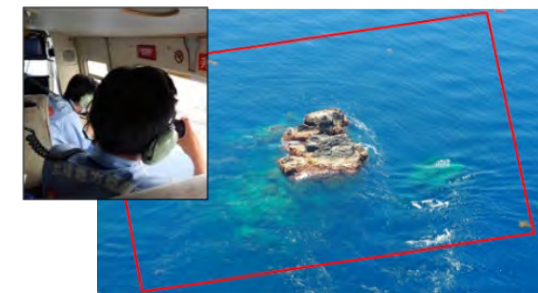
状況把握の例



男女群島 鮫瀬
(長崎県五島市)



航空写真や衛星画像を
活用した状況把握

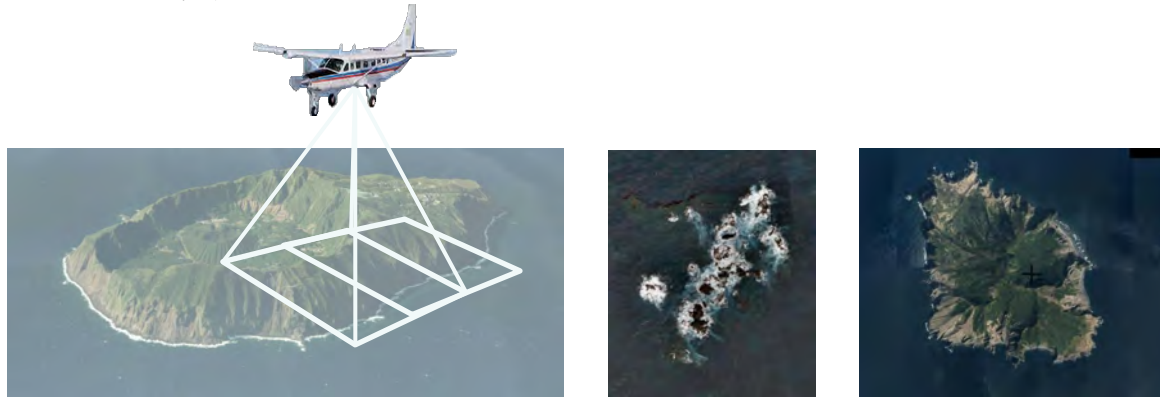


巡視等による状況把握

海洋開発等重点戦略に基づく空中写真撮影の実施

- 直近の空中写真の撮影から相当年数が経過しているものが多くあることを踏まえ、今後は、5年以下の周期で空中写真の撮影等を行う。
- 空中写真撮影にも必要な国境離島の基準点の設置及び設置した基準点の維持管理(改測等)を行う。

空中写真の撮影



令和10年度までに473島の空中写真等の画像を取得

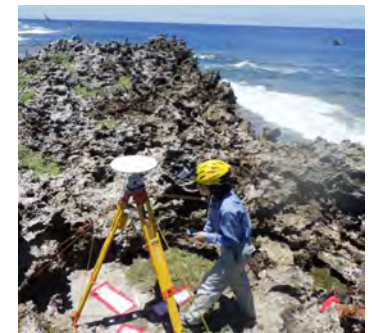
○地図作成等を目的とした空中写真撮影(約40%) **地理院**

国土地理院が地図作成や国土管理の観点から継続的に実施している離島の空中写真撮影の一環として実施

○状況把握を目的とした空中写真撮影等(約60%) **内閣府**

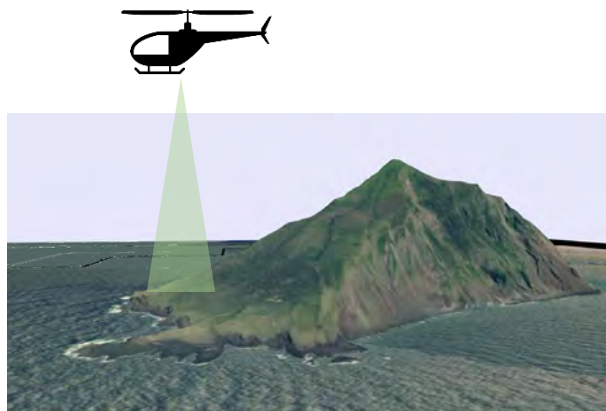
国境離島の状況把握を目的として空中写真等の画像を計画的に取得、うち85島について令和7年度に実施

基準点の設置・維持管理



海洋開発等重点戦略に基づく航空レーザ測量の実施

- 本土・近隣離島から遠方に位置し、管轄海域の保全の観点から特に重要、かつ小規模で脆弱な国境離島26島を特に注視すべき国境離島として位置づけ。
- これらの国境離島について、航空レーザ測量により島の詳細な地形を取得する。

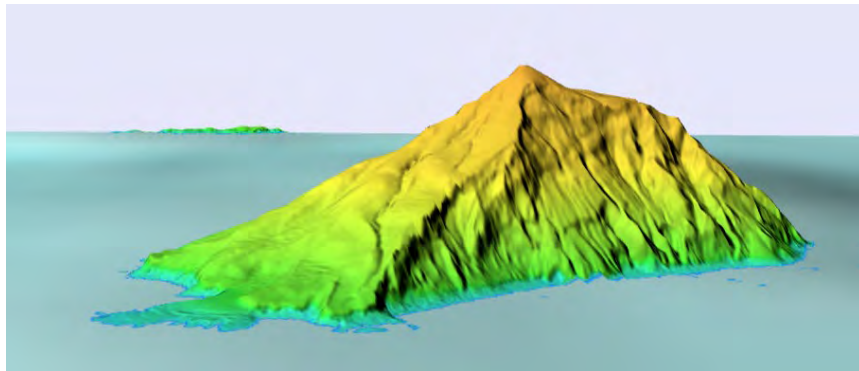


航空レーザ測量のイメージ

航空レーザ測量を使用することで、3次元点群を整備、島の詳細な地形を把握することが可能



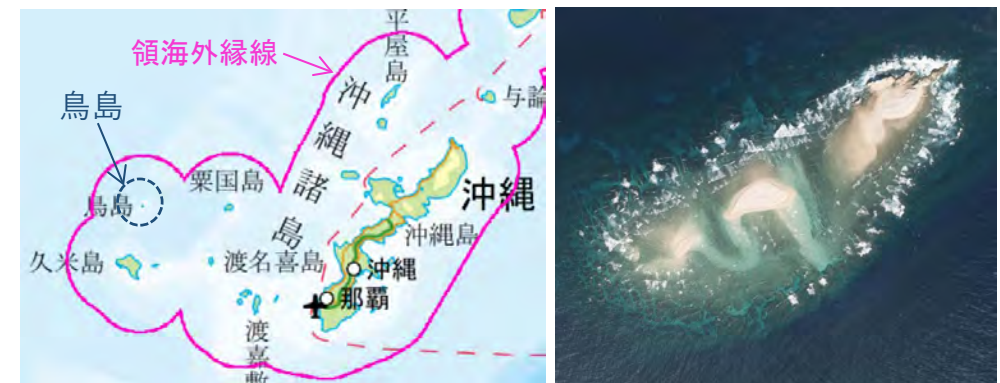
地形変化を定量的に把握することで国境離島の変状の兆候を早期に把握



航空レーザ測量の成果(イメージ)



本土・主要な離島から遠方にある重要な国境離島の例
ネープルス(東京都神津島村)



サンゴ礁上に存在する脆弱な国境離島の例
鳥島(沖縄県久米島町)

海洋開発等重点戦略 重要ミッション

- 1) 自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進
- 2) 海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進
- 3) 洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進
- 4) 特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進
- 5) 管轄海域の保全のための国境離島の状況把握
- 6) 北極政策における国際連携の推進等

北極政策のポイント

1. 北極の重要性

① 北極海は、深海底と並んで海洋の最後のフロンティア

② 北極域は地球上で最も早いペースで温暖化が進行

・夏季海水面積は過去35年で約3分の2に減少

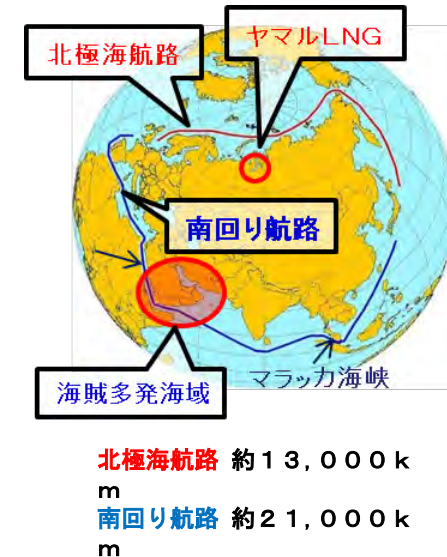
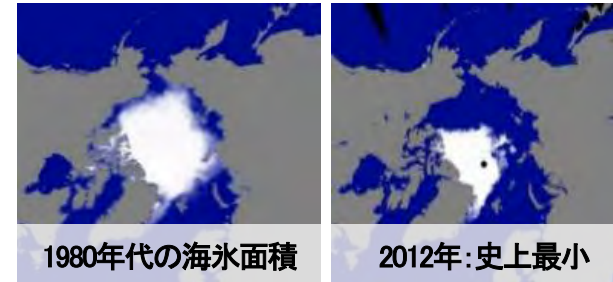
・海上輸送における新たな選択肢としての「北極海航路」

アジアと欧州を結ぶ海上輸送ルートは、「南回り航路」と比較し、
航行距離を約6割に短縮

⇒氷海域である北極海航路の運航に当たっては、運航にかかる予測精度や予見可能性の向上が不可欠

③ 北極域における気候変動は、日本を含む中緯度域の異常気象に影響

(例) 北極海の海水減少により、北極海の低気圧が北にずれ、大陸側はシベリア高気圧が拡大し、日本に寒冬と豪雪をもたらす(JAMSTEC2012) ⇒北極域での観測・研究は、精緻な気象・気候予測のために高いニーズ



2. 我が国の北極政策～政策文書～

① 「我が国の北極政策」(平成27年10月16日総合海洋政策本部決定)

・研究開発、国際協力、持続的な利用の3分野を柱とした、我が国として初の包括的な北極政策を決定。

② 第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)

・北極政策を着実に推進すべき主要施策として位置づけ。

(以下、第4期海洋基本計画第1部3-3.(4)北極政策の推進 より抜粋)

北極域研究船の着実な建造や北極域研究加速プロジェクト(ArCS II)等による観測・研究・人材育成の推進、国際連携による観測データの共有の推進、先住民との連携強化、北極海航路に関する情報収集と産学官協議会を通じた情報提供、関係する各分野での国際ルール形成への貢献及び水産資源の保存管理に係る国際枠組みの実施の促進等を着実に進める。

特に、北極域研究船については、完工後速やかに運用できるように国際研究プラットフォームとしての利活用方策や航行計画を検討する。



海洋開発等重点戦略に基づく北極政策における国際連携の推進等

海洋開発等重点戦略(令和6年4月総合海洋政策本部決定)

3-6. 北極政策における国際連携の推進等(1)背景・現状及び施策の必要性

国際情勢の変化も踏まえつつ、「我が国の北極政策」に示された具体的な取組の3分野を踏まえ、①研究開発の推進（「我が国の北極政策」にいう「研究開発」）、②持続可能な利活用の可能性の探求（「我が国の北極政策」にいう「持続的な利用」）及び③国際的なルール形成への寄与（「我が国の北極政策」にいう「国際協力」）につき、北極評議会参加国等の適切なパートナー国との協力の下で、着実に進める必要がある。

(2)達成すべき目標（中略）

将来的には北極海 航路の利活用や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等の成果を我が国の 経済に貢献していくことを目指す。

北極に関する国際シンポジウムの開催(案)

1. 背景・目的

- 総合海洋政策本部にて策定された平成27年「我が国の北極政策」、令和5年「第4期海洋基本計画」及び令和6年「海洋開発等重点戦略」に基づき、我が国として、北極政策の三本柱である「研究開発の推進」「持続可能な利活用の探求」「国際的なルール形成への寄与」の実現に向け、国際シンポジウム等の開催、北極域研究船「みらいⅡ」の国際研究プラットフォーム化等への取組を通じ、北極政策の国際連携を推進することとなっている。
- 今般、令和6年度に行った北極政策に関する調査事業で得られた情報も踏まえ、我が国の北極政策に対する理解促進及び今後の我が国の北極政策実現に向けた北極評議会参加国等の関係各国との連携強化を目的として、北極域における我が国の取組及び関係各国との連携に関する国際シンポジウムを開催する。

2. 開催時期等

- 開催時期：2026年3月前半(※調整中) 於：東京(日本)
- 想定される出席者：(※調整中)
：国内外の政府関係者、民間企業、研究者等